

滋賀県公共図書館協議会会則

第1条（名 称）

本会は、滋賀県公共図書館協議会といい、事務局を会長の所属する図書館内または県立図書館内におく。

第2条（会 員）

本会は、滋賀県内の公共図書館及びそれに準ずるもので構成する。

第3条（目 的）

本会は、会員相互の連絡提携を密にし、図書館事業の充実発展を図ることを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 図書館活動の振興に関すること。
2. 職員の研修に関すること。
3. 県内関係機関との連絡調整に関すること。
4. 図書館活動に関する調査研究及び普及に関すること。
5. その他必要な事業。

第5条（役 員）

本会に次の役員をおく。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 常任理事 常任理事会を構成し、会務の企画立案および調整にあたる。
4. 理事若干名 理事会を構成し、会務の運営にあたる。
5. 監事2名 本会会計の監査にあたる。

第6条

理事は、図書館長（これに準ずる者）をもってあてる。

会長、副会長、常任理事ならびに監事は理事会で選出する。

役員任期は、1カ年とし、再任を妨げない。

第7条（会 議）

本会は、毎年1回定期総会を開く。

その他、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

常任理事会および理事会は、毎年1回以上、会長が必要と認めたときに召集することができる。

第8条（委員会）

本会の事業を推進するため、事業別に委員会を設置することができる。

委員会の委員は、各館（室）の職員のなかから理事会において選出し、会長が委嘱する。

委員長は、委員の互選とする。

委員の任期は1カ年とし、再任を妨げない。

第9条（会計）

本会の経費は、別に定める会費のほか、寄付金、その他の収入をもってあてる。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（その他）

この会則に定めるほか、必要な事項については、理事会において定める。

付則

会則は昭和55年10月1日から施行する。

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

会費規定

第1条 会則第9条による会費は、次の通りとする。

県立図書館 年額 50,000円

市立図書館 年額 10,000円

町村立図書館 年額 5,000円

その他の図書館 年額 5,000円

第2条 会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

第3条 新たに入会した場合は、当該年度の会費を全額納入するものとする。

第4条 この規定の変更は、理事会の承認を必要とする。

付則 この規定は、昭和55年10月1日から施行する。